



AESJ 日本原子力学会
Atomic Energy Society of Japan

日本原子力学会「2021年春の年会」

倫理委員会企画セッション: 社会に役立つ原子力であるために

—原子力学会の倫理規程と実際の行動—

本企画セッションの意義 ～倫理規程改定における論点～

倫理委員会委員長

大場恭子

学会定款の改定

- 2013年度総会において定款を改定

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、学会の目的を「公衆の安全をすべてに優先させて、原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、その成果の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に寄与すること」とした。

参考(旧定款):

本会は、原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連絡協力等を行ない、原子力の開発発展に寄与することを目的とする。

行動指針制定および改定の経緯

- 行動指針制定

- 学会設立50周年を迎えるにあたり、2007年12月に制定された

- 行動指針の改定

- 2013年度総会にて定款を改定したことを受け、定款改定の趣旨を反映した、行動指針の改定を行うこととした

- 新たな行動指針

- コンパクトにまとめ、定款と重複する具体的な事業内容は省くと同時に、倫理規程との差異を明確にし、行動指針は「学会としての基本的な理念を示すもの」と位置づけることとした
- エネルギー資源に乏しい我が国が原子力エネルギーと放射線を安全に利用してゆくために本学会が果たすべき役割を整理し、
 - (1) 信頼醸成への貢献
 - (2) 社会へ役立つ原子力技術の追求
 - (3) 国際的な活動

の3つに分け、行動の指針を示すこととした。

日本原子力学会「行動指針」

1. 信頼醸成への貢献

- 1.1 弛まず安全性の向上を追求する。
- 1.2 高い倫理観を醸成する。
- 1.3 公平公正を旨とし、透明性を維持する。
- 1.4 国民・地域社会から信頼される技術情報源となるよう努める。

2. 社会に役立つ原子力技術の追求

- 2.1 広く国内外の知見・経験に学び、学術および技術の向上を主導する。
- 2.2 研究開発成果の活用と普及を進め、地球環境の保全、人類社会の持続的発展に寄与する。
- 2.3 次世代の研究者・技術者を育成・支援し、技術の継承を図る。

3. 国際的な活動

- 3.1 原子力平和利用の豊富な実績と、原子力事故の当事国となった経験に基づき、世界の原子力技術とその安全性の向上に貢献する。
- 3.2 我が国の原子力平和利用と核セキュリティに対する国際的信頼の向上に努める。

倫理規程に関する経緯と背景①

- 日本原子力学会会員の心構えと言行の規範として2001年に制定
 - 1999年より検討が開始され、公衆審査期間を含む約2年をかけて制定された。
 - 前文，憲章，行動の手引から成る（日本の工学系学協会の中で、「行動の手引」を定めたのは本学会が初）。
 - 署名や罰則はなし
- 改定
 - 倫理委員会の任務の一つとされ，委員の任期に合わせ（2003年，2005年，2007年，2009年）見直しを実施。
 - 2011年の改定作業中に福島第一原子力発電所事故が起き，事故をどのように反映させるかの議論等がまとまらず2011年の改定を断念。その後，

倫理規程に関する経緯と背景②

—2014年改定時の論点—

総論

- コトバとしては十分に妥当だが、会員の実際の行動に結びついていない
 - 任意団体である学会の倫理規程の位置づけ等をどう考えるか
 - 安全文化と倫理の関係はどうなっているのか
 - 倫理の概念(広さ)をどう捉えるか。「不正をしない」というレベルでよいのか
 - 個人と組織の関係をどうするか
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を反映する。

前文

- 時代背景を受けた倫理規程制定の目的、大方針が記載されているが、別途行動の手引にも前文がある。
 - 前文には何を書くべきか、原点に返って検討が必要。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を前文にも反映する。
- その一方で、事故への反省が前面に出過ぎ、自虐的になることへも懸念がある。学会員の「誇り」を大切にすべき。

憲章

- 個々は文章も練り上げられ明快なメッセージが発信されている。
- 全体として眺めると類似性がある
 - 全体としてのバランスをとるためには、重複度合いを可視化する必要がある。
 - 倫理規程の構成要素の基準として、米国プロフェッショナルエンジニア協会(NSPE)の倫理規程の基本7項目を取り上げ、整理した。
 - 項目により粗密の度合いが異なり、バランスに欠けている面がある。

行動の手引

- 憲章の改定に基づいた整理が必要。
- 行動の手引の重複性、過不足の検討。特に福島第一原子力発電所事故からの教訓の折込みが重要。

倫理規程に関する経緯と背景③

—今回の改定における論点—

- 論点①

品質不正問題(2017年秋以降に数多く発覚した素材メーカー, 自動車メーカー等による製品品質, 完成検査の不正問題)

- 論点②

関西電力金品授受問題(2019年9月に発覚)※1

- 論点③

東京電力福島第一原子力発電所事故(2011年3月発生)

- 論点④

上記問題等の背景要因として共通している組織文化

- 論点⑤

倫理規程をより浸透させるための表現の適正化, 記載の充実化

改定については, 現在, 改定案についてご意見を伺い中

<http://www.aesj.or.jp/ethics/2021draft/>

※1: 関西電力金品授受問題について, 倫理委員会の見解を2020年8月24日に公表

http://www.aesj.or.jp/ethics/03/03_051/

本企画セッションの意義

- 1F事故から10年。私たちは、行動指針や倫理規程の改定の中で検討され、その結果、学会内外に宣言した「あるべき姿」を実現できているのか。
- できていない／できていない部分があるとしたら、それはどこなのか。どうすれば実現できるのか。

もやもや①



- 関西電力金品授受問題（倫理委意見表明より）

- 関電に対して

- 誠実性・正直性の観点から：金品授受行為そのものおよびその継続，発覚後の情報開示に関する不適切な対処
- 行動原理の観点から：自律的なリスクマネジメントの営みとはかけ離れた行為が平然と行われた事実
- 組織文化の醸成の観点から：組織における倫理に関わる問題に関する自由な話し合いや行動変革に向けた取り組みの実施と改善

- 学会員をはじめとする原子力関係者すべてに対して

- 同社あるいは当該地域特有の問題と捉えていないか
 - 本事例も，他の多くの事例に共通する，組織のコントロールが完全には及ばない外部からの制約（例：納期遵守やコスト削減の圧力，現場の実態と乖離した法規制など）が原因となって，組織内部での非倫理的な行動を誘発するという問題の構造である
 - さまざまな事例により繰り返し指摘されてきた問題の原因解消に向けた組織としての対応の不十分さや，問題発覚後の情報開示を含む対応の不適切さが行われている

もやもや②



- 東京電力HPの事例（R2年9月発生，R3年1月発覚）
 - 柏崎刈羽原子力発電所社員によるIDカード不正使用問題
 - － 発覚後速やかに規制庁報告。しかし，核・セキュリティー問題事案であることを理由に情報公開せず。
 - － 所内では，すみやかに対策を実施。
 - － R3年1月23日，2月15日などを経て，3月10日に，根本原因分析及び改善措置を発表
 - » 核・セキュリティー文化や教育に押し込めていないか？
 - » 「**背後要因**」でいいのか「**背景**」は？ **根本原因**とは？
 - － 規制庁および新検査制度についての問題は？
 - 福島第一原子力発電所3号機原子炉建屋に設置（R2年3月）していた地震計2台の故障（R2年7月に1台が水没，同年10月にもう1台が故障）後，修理や交換をしていなかったため，R3年2月13日の地震時にデータが取れなかった問題
 - － 2月22日の規制委員会検討会で問われて判明
 - － 廃炉推進カンパニー最高責任者も，2月21日に報告を受けた
 - R3年2月13日の地震において福島第一原子力発電所のタンクのずれや1号機（および3号機）の水位低下についての把握と公表にズレがあった

東電自身が，1F事故後に「事故の根本原因」を検討し，「問題の整理」としてまとめた「安全意識の問題」「技術力の問題」「対話力の問題」について，組織を挙げてさまざまな取り組みがなされてきたなかで，このような問題が起きた事実をどう受け止め，どう改善すべきなのか。